

市税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります。

市税を納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。



市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、申請により、差押えや財産の換価（売却）などが猶予される制度があります。制度の概要をご案内します。

①換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当した場合、その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）の猶予が認められる場合があります。

換価の猶予が認められると

- ①すでに差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ②差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は解除）される場合があります。
- ③換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

②納税の猶予

災害や盗難、ご自身や生計を一にするご親族などの病気やケガ、あるいは事業上の著しい損失や休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる場合、申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

納税の猶予が認められると

- ①新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ②すでに差押えを受けている財産がある場合には、申請により、その差押えが解除される場合があります。
- ③納税の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

市税を納期限までに納付できない場合には、
お早目に、納税相談をご利用ください。

鴨川市総務部税務課納税推進室（☎04-7093-7832）



申請の手続き



【提出する書類】

- ① 「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ② 「財産収支状況書」
※資産、負債、収支の状況などを記載してください。
- ③ 「財産目録」及び「収支の明細書」
- ④ 担保の提供に関する書類
- ⑤ 納税の猶予の場合・災害などの事実を証明する書類
※罹災証明書、医療費の領収書、決算書など

【申請の期限】

●換価の猶予

猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

●納税の猶予

申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

ただし、本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定し、その市税を一時に納付できない場合は、税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

【猶予の許可又は不許可】

提出された書類の内容を審査した後、納税課から猶予の許可又は不許可を通知します。

猶予が許可された場合は、「猶予通知書」に記載された分割納付計画のとおり^りに納付する必要があります。

猶予の取消

猶予が認められた後に、次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- 「猶予通知書」に記載された分割納付計画のとおり^りに納付がない場合
- 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合など

●このリーフレットの内容は平成28年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます。

担保の提供

猶予の申請を出す場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。担保として提供できる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- 土地・建物、保証人の保証等

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要がありません。

- 猶予を受ける金額が50万円以下の場合
- 猶予期間が3か月以内の場合
- 上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間



猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる^りと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができない^りやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。